

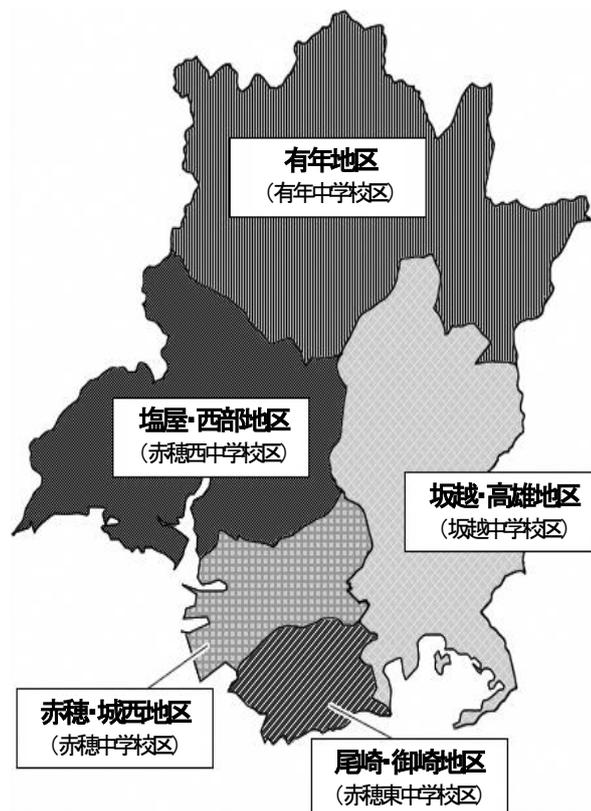
基本目標1 地域全体で支えあう、心ふれあうまちづくり【第4章】

1 地域包括ケアシステムの推進

現状と課題	今後の方向性
<p>地域包括ケアシステムの構築のため、地域包括支援センターの体制強化として職員体制整備による増員、地域ケア会議の充実、生活支援体制整備事業、認知症総合対策、在宅医療・介護連携を実施しています。</p>	<p>高齢者ができる限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を送り、要介護状態等になることの予防又は、要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に向けての施策の展開を図ります。</p> <p>地域共生社会の実現も視野に入れ、必要な人に必要なサービスが提供できるよう施設サービス及び在宅サービスの提供など体制整備、人材育成を推進します。</p>

(1) 日常生活圏域のあり方

現状と課題	今後の方向性
<p>日常生活圏域の設定については、現在5圏域です。</p>	<p>日常生活圏域は、引き続き5圏域とします。</p>



(2) 地域包括支援センターの体制強化

①地域包括支援センター

現状と課題	今後の方向性
本市では、地域包括支援センターを1カ所、日常生活圏域を5圏域に定め、在宅介護支援センターに窓口（ブランチ）を設置しています。	地域包括支援センターの業務内容や業務量に見合った人員体制を確保します。

【地域包括支援センターの体制】

■職員数＜現状＞

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
実績値	9人	11人	11人

※ 認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーターを含む。

②在宅介護支援センター

現状と課題	今後の方向性
<p>高齢者及びその家族に対し、在宅介護に関する総合相談を実施しています。</p> <p>職員は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員を兼務していることが多く、専従職員が少ないです。</p>	地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、地域包括支援センターのブランチとして重要な役割を担うため、在宅介護支援センター機能を発揮できるような体制整備を行います。

(3) 地域ケア会議の充実

現状と課題	今後の方向性
<p>地域包括支援センターと行政各部門の高齢者福祉の担当や在宅介護支援センター、医師会等の地域における高齢者福祉の関係機関が参集する地域ケア会議（全体会）を年3回、在宅介護支援センター、高齢者福祉担当行政機関による地域ケア会議（個別ケース会議）、介護支援専門員等から寄せられる困難事例についてケース検討を行う地域ケア会議（個別ケース検討会議）を実施しています。</p> <p>・個別ケース会議の中での地域課題の抽出が十分ではない。</p>	<p>高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を図るため、地域ケア会議がもつ5つの機能（①個別課題解決機能、②ネットワーク構築機能、③地域課題発見機能、④地域づくり・資源開発機能、⑤政策形成機能）が発揮されるよう、多職種参加による個別ケース検討会議を重層的に設置し、地域ケア会議を通じて地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。</p>

(4) 生活支援サービス体制の整備

現状と課題	今後の方向性
<p>高齢者世帯、認知症高齢者が増加する中、多様で継続的なサービス体制整備を行い、日常生活上の支援体制の充実・強化を図っています。</p> <p>本市においては、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けてコーディネート機能を有する生活支援コーディネーターを、平成28年度から市町村区域（第1層）に地域包括支援センター内に1人配置しました。</p> <p>また、平成29年度から日常生活圏域（第2層）に2人配置しています。</p> <p>また、赤穂市介護予防・生活支援体制整備協議体を平成28年度に設置し、生活支援コーディネーターを中心に、社会福祉協議会や老人クラブなど地域団体等が参画し、情報共有などを行っています。</p>	<p>介護予防・生活支援体制整備協議体は、市町村区域（第1層）に設置していますが、地域の生活支援等サービスのニーズ等に臨機応変に対応していくため、日常生活圏域（第2層）においても、協議体を設置していきます。</p> <p>また、生活支援コーディネーターが地域でコーディネート機能を適切に発揮できるよう体制の整備を図っていきます。</p>

【生活支援コーディネーター】

■職員数<現状>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
実績値	—	1人	3人

(5) 高齢者を見守る支えるネットワーク体制の充実

現状と課題	今後の方向性
<p>在宅介護支援センターや社会福祉協議会への委託や事業補助を行い、地域での互助・共助による活動支援や意識醸成及び啓発活動を実施しています。</p> <p>また、平成27年度より高齢者を見守る支えるネットワークの構築のため、市内外の49民間事業者と「赤穂市高齢者見守りネット事業協定書」を締結し、高齢者見守り体制の強化を図っています。</p>	<p>民間事業者等を対象とした研修会や徘徊模擬訓練等を実施し、高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して生活することができる環境づくりに取り組みます。</p> <p>平成31年度までに赤穂市総合戦略の施策として、赤穂市高齢者見守りネット協定書の締結事業者数を70事業所まで増やしていきます。</p>

(6) 要配慮者支援体制の整備

①災害時避難支援体制の整備

現状と課題	
<p>近年、大規模な地震や記録的な大雨、土砂災害などによる被害が全国で多発しています。少子高齢社会の進展により、災害時における被災者の支援が、より一層困難な状況に陥ることが予想されている中、災害時の被害を軽減するには、「自助」、「共助」、「公助」の活動が効果的に組み合わせることがますます重要となっています。</p> <p>要配慮者への支援につきましては、災害発生時だけでなく、平常時から生活再建・復興までの支援体制を整備することが課題となっています。</p> <p>【「避難準備情報」の名称変更について】</p> <p>平成 28 年の台風 10 号による水害において、高齢者の被災が相次いだことを国は重く受け止め、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするため、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に名称変更することとしました。</p>	
避難情報の種類	とるべき行動
避難準備・高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・避難開始に時間を要する方（ご高齢の方・障がいのある方・乳幼児等）とその支援者の方は避難開始 ・その他の方は避難の準備
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに避難場所へ避難開始 ・外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・まだ避難していない人は、緊急に避難場所へ避難開始 ・外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難

②避難行動要支援者名簿の整備

現状と課題	今後の方向性
<p>平成 25 年の災害対策基本法の改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において、特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が市町村に義務付けられています。</p> <p>本市においては、法改正以前から避難行動要支援者の名簿に着手しており、民生委員や自主防災組織（自治会）の協力により名簿への登録・更新を行っています。</p> <p>また、平成 28 年度に災害時避難行動要支援者対応マニュアルを作成し、災害時等の支援体制の整備を進めています。</p>	<p>引き続き、広報等を活用し、自力避難が困難な人の名簿登録の周知・啓発を行い、避難行動要支援者名簿の整備に努めます。</p>

③避難行動要支援者名簿の活用

現状と課題	今後の方向性
<p>平成 25 年の災害対策基本法の改正により、現に災害が発生、または発生の恐れが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者等に提供できることとしています。</p> <p>本市では、避難行動要支援者名簿をデータベース化しており、有事の際の名簿情報の迅速かつ的確な取得を図ると共に、平常時から名簿情報を民生委員や自主防災組織（自治会）と共有し、「自助」「共助」「公助」を基本とした地域ぐるみの支援体制の整備に取り組んでいます。</p>	<p>平成 29 年度において、避難行動要支援者名簿台帳システムの更新を行い、有事の際の名簿情報がより迅速かつ的確に取得できるよう取り組んでいきます。</p> <p>また、毎年、民生委員や自治会に名簿情報の提供を行い、平常時より情報共有を推進していきます。</p>

④福祉避難所の設置

現状と課題	福祉避難所の基本開設フロー
<p>福祉避難所とは、災害時に一般避難所において、避難所生活が困難な高齢者や障がいのある人など、何らかの特別な配慮を必要とする方が避難する二次的避難所のことをいいます。</p> <p>本市では、平成 26 年に民間福祉施設と協定を締結し、現在、7 施設約 170 人の受け入れ態勢を整えています。</p> <p>【福祉避難所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 赤穂市総合福祉会館 ・ 赤穂精華園 ・ 桜谷荘 ・ 玄武会ヒルズ ・ 瀬戸内ホーム ・ 權の家 ・ 千種の苑 	<p>福祉避難所の基本開設フロー</p> <p>災害発生</p> <p>避難 ↓ 避難 ↓ 避難 ↓</p> <p>避難所 避難所 避難所</p> <p>要配慮者</p> <p>①福祉避難所開設要請</p> <p>赤穂市災害対策本部</p> <p>④移動指示</p> <p>⑤要配慮者移動・受入</p> <p>②開設要請</p> <p>③受入完了報告</p> <p>③受入了承</p> <p>福祉避難所</p>

⑤災害に対する意識の啓発

現状と課題
<p>防災意識を高め、災害に対する必要な知識を身につけるためには、防災訓練や避難訓練の実施、ハザードマップ、広報誌などを利用した市民への啓発など、継続的な情報提供が必要です。</p> <p>要配慮者とのパイプ役となる民生委員や自主防災組織に対しても、研修会や意見交換会を開催するなど、引き続き防災意識の向上に努めます。</p>

(7) ユニバーサル社会づくり

現状と課題	今後の方向性
<p>平成 22 年度に加里屋地区が兵庫県よりユニバーサル社会づくり推進地区の指定を受け、子どもや高齢者、障がいのある人等すべての人にやさしく、地域社会の中で安心して暮らすことができるユニバーサル社会づくりの実現に向けた活動を行ってきました。</p> <p>現在、関西福祉大学と連携し、空き店舗を活用した「ユニバーサルの家」を定期的に開催しており、ユニバーサル社会づくりの啓発に向けて、新たな展開を図っているところです。</p>	<p>平成 26 年度に整備した活動拠点「ユニバーサルの家」を活かして、地域と密着してより親しまれるユニバーサル社会の実現に向けた意識啓発活動を展開するとともに、市全体にユニバーサル社会づくりの周知・啓発活動を推進していきます。</p>

2 認知症支援と権利擁護の推進

(1) 認知症施策の推進

①認知症予防と普及啓発

現状と課題	今後の方向性
<p>国の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき、認知症対策を実施しています。</p> <p>本市においても、平成 28 年度に認知症ケアパス「赤穂市認知症支援ガイドブック」を作成し、地域でどのような医療・介護サービスが、認知症の進行状況にあわせてどのような形でうけられるか、また、社会資源の紹介など相談対応時に活用し、周知に努めています。</p> <p>認知症サポーター養成講座や各種講座を通じて、認知症に対する理解が深まるよう継続的な取り組みが必要です。</p>	<p>認知症に対する理解促進や地域での見守りに対する意識が向上できるよう住民周知および啓発に努めます。</p>

②家族支援体制の整備

現状と課題	今後の方向性
<p>認知症の人や家族等への支援として、認知症カフェの立ち上げ支援や運営支援を行うほか、認知症サポーター養成講座を開催しています。</p> <p>※認知症カフェ・・・市内 3 カ所 (H29 年 7 月末現在)</p> <p>※認知症サポーター養成講座・・・20 回 (H28 年度)</p>	<p>引き続き、認知症カフェ立ち上げ支援や運営支援を行うほか、認知症サポーター養成講座を開催し、サポーター数の増加を図ります。</p> <p>介護に取り組む家族等への支援の充実を図るため、介護者支援として、身近な地域で認知症の家族が集える場の開催など、介護負担の軽減を図ります。</p>

【認知症サポーターの人数】

■人数<現状>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（見込）
実績値	3,077 人	3,842 人	4,250 人

③相談体制の充実

現状と課題	今後の方向性
<p>医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援するための相談業務を行う認知症地域支援推進員を平成 28 年度から地域包括支援センター内に 1 人配置するとともに相談支援体制の整備のため、認知症相談センターを地域包括支援センター内に設置しています。</p>	<p>認知症地域支援推進員を中心に、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。</p> <p>医療・介護施設等職員への認知症対応力向上研修や認知症地域支援推進員の認知症相談対応やケアの質の向上に取り組めます。</p>

【認知症地域支援推進員】

■配置数<現状>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実績値	—	1 人	1 人

(2) 高齢者の権利擁護の推進

現状と課題
<p>高齢者世帯や認知症高齢者等の増加に伴い、高齢者を標的とする消費者被害や高齢者虐待などの事例が増加しています。虐待防止のための市民向けの啓発や認知症等により判断能力が十分でない場合、関係機関と連携して、成年後見制度等の活用を支援しています。</p>

	今後の方向性
①成年後見制度の利用促進	<p>成年後見制度を必要とする高齢者等が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、平成 28 年度に西播磨 4 市 3 町の共同で「西播磨成年後見支援センター」を開設し、成年後見制度の普及や利用促進、専門職による相談会等を実施しています。</p>
②市民後見人の養成	<p>本市では、平成 29 年 4 月現在、市民後見人バンク登録者が 9 名となっており、引き続き、西播磨成年後見支援センターと連携し、増加する認知症高齢者等の身上監護や財産管理を担う市民後見人の養成・支援に取り組んでいきます。</p>
③地域福祉権利擁護事業の活用促進	<p>判断能力が十分ではない認知症高齢者等の福祉サービスの利用手続きに関する支援や、日常的な金銭管理等を行うために、社会福祉協議会で実施している福祉サービス利用援助事業の活用を支援し、高齢者の権利擁護を推進していきます。</p>
④高齢者虐待防止の推進	<p>高齢者虐待の未然防止と早期発見及び虐待事案への迅速かつ適切な対応を図るため、地域包括支援センターにおける総合相談支援業務体制充実・強化に努めます。</p>
⑤消費者被害対策の強化	<p>引き続き、兵庫県西播磨消費生活センター等関係機関と連携し、消費者被害防止に向けた周知を図るため、情報提供を行います。</p>

3 医療との連携や住まいの基盤整備

(1) 医療・介護の連携

現状と課題	今後の方向性
<p>高齢者の増加とともに、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれます。退院時支援や、日常の療養支援など在宅医療の充実を含めた医療・介護提供体制を整備します。</p> <p>ア. 地域の医療・介護の資源の把握 在宅医療・介護マップの作成</p> <p>イ. 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 医師会や在宅介護支援センターなど、在宅医療・介護連携に携わる関係機関を参集し、在宅医療・介護連携推進会議を年3回開催しています。</p> <p>ウ. 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供対策の構築の推進</p> <p>エ. 医療・介護関係者の情報共有の支援 切れ目なく、医療と介護が一体的に提供されるよう入退院調整を行うため、赤相地区（赤穂市・相生市・上郡町）において、共通の入退院時の情報提供書の様式を定め、関係者間での情報共有を行っています。</p> <p>オ. 在宅医療・介護連携に関する相談支援 平成29年度に「在宅医療・介護連携推進支援センター」を地域包括支援センター内に設置し、在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の運営を行っています。</p> <p>カ. 医療・介護関係者の研修 平成29年度から、医師会や介護支援専門員など地域の医療・介護関係者の連携を推進するため、多職種間でのグループワークを年2回開催します。</p> <p>キ. 地域住民への普及啓発 平成29年度から市民等を対象に、在宅医療・介護連携に関する講演会を年1回開催します。</p> <p>ク. 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携 赤相地区における病院・在宅連携推進会議を年2回開催しています。</p>	<p>在宅医療と介護に関わる多職種が連携をとり、一体的に医療・介護サービスが提供されるよう在宅医療と介護連携に係る体制の整備の検討や、日常の療養や生活を支援する専門職等の人材の確保についても推進を図ります。</p>

(2) 住まいの整備

現状と課題
<p>自宅に住み続けることを希望する高齢者がいる一方で、家族への負担を軽減しようと介護サービス等を利用しながら生活することを希望する高齢者もいます。地域包括ケアシステムの中心である住まいについては、高齢者の様々な状況に応じて選択できるよう、整備を行う必要があります。</p>

	現状・今後の方向性
①有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅	<p>市内の高齢者の住まいの状況は持ち家の割合が9割を超えており、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備について、当面の必要性は少ないものの、これらの整備については適宜対応します。</p>
②住宅改修	<p>自宅で安心して日常生活を送る環境を整えるためには、加齢に伴う身体機能の低下などへの対応のため、高齢者にあつた住宅仕様にする（住宅のバリアフリー化）が必要です。</p> <p>介護保険の住宅改修と合わせ、兵庫県の人生80年いきいき住宅助成事業を活用した要介護者等の住宅のバリアフリー化を引き続き推進していきます。</p>
③介護保険外入所施設・養護老人ホーム	<p>環境上及び経済的事情から、在宅での生活が困難な高齢者の施設である養護老人ホームは、市内に1施設が設置されています。平成29年4月現在、市内外の施設に計9名が入所しており、うち8名が市内の施設へ入所しています。</p> <p>本市では、介護保険施設等の整備が進んでいることや相談件数・措置状況等から見ても、入所者の大幅な増加は見込まれないものの、生活の困窮者や虐待などの緊急避難施設として、高齢者のセーフティネットとなる施設であると考えています。</p> <p>引き続き、様々な在宅福祉サービスや他の施設サービス等とも調整を図りながら、入所を必要とする人のニーズを的確に把握し、適正な養護老人ホームの活用を図ります。</p>
④介護保険外入所施設・軽費老人ホーム（ケアハウス）	<p>軽費老人ホーム（ケアハウス）は、60歳以上の人で、家族環境や住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な人が、低額な料金で利用することができる施設です。市内にはケアハウスが2施設あり、個室を基本とし、生活相談、入浴サービス、食事サービスの提供を受けながら生活することができます。</p> <p>本市においては、持ち家率が高いこともあり、利用ニーズは低くなっていると考えていますが、多様化する居住ニーズに対応するため、施設の概要や提供サービスの種類、内容、利用方法等について周知を図ります。</p>